

刈谷市

共存・協働のまちづくり

推進基本方針

資料編

- 1 基本方針に登場する重要キーワード集
- 2 基本方針策定のあゆみ
- 3 基本方針策定のしくみ
- 4 市民との共存・協働検討委員会
- 5 市民ワーキング会議
- 6 市民フォーラム「わがまちのしゃべり場」
- 7 パブリックコメント意見募集結果
- 8 市民活動団体アンケート調査結果

1 基本方針に登場する重要キーワード集

この基本方針では、誰にでも理解しやすいように外来語をなるべく少なくしました。しかし、「共存・協働のまちづくり」の推進には、新しい考え方や手段も必要になります。そこで、参考にしていただくため、普段あまり聞きなれない用語を説明します。

(表記は50音順で並べてあり、説明の最後に、基本方針内で初めて登場するページが記載されています。)

- **インターン制度** 従来の意味は、求職者と企業の要望の不一致を避けるために、就職前に企業で仕事体験をする試みのことでしたが、最近では、企業と行政、市民活動団体と行政などがお互いの相互理解を深めるために、短～中期間、現場体験を行う取り組みなども示すようになりました。(p. 36)
- **コーディネーター** 異なる要素を持ったものを「対等にする」という意味を持ち、調整役のことを示します。「ボランティア・コーディネーター」など、さまざまな形がありますが、この方針では、共存・協働のまちづくりに向けて、多様な人や組織の参加・対話・育ちあいを促進するよう、支援・仲介・調整する役割を担う人（プロセスにも関わることを含む）を意味しています。(p. 13)
- **「ココロ」と「アタマ」** これまでの行政施策は、どちらかといえば理性や論理的思考、つまり頭で考えられたものでした。しかし、それだけでは市民の心に響き、考え方や行動が変化したり、市民の幸せの実感に結びつくことは難しいといえます。そうした意味で、共存・協働を実現するには「心でわかりあう、認めあうコミュニケーション」が大事だということとともに、「事の本質、真髄」という意味の「こころ」をかけてあえてカタカナで表現し、それと対比する意味で使う「頭」も強調するためにカタカナで表しました。(p. 21)
- **「自分ごと」** まちの課題を誰かが解決してくれるだろうと「他人ごと」として考えるのではなく、自分の地域は自らよくしていこうという気持ちを持って受けとめ、できることから自ら行動するとらえ方を示します。(p. 3)
- **「しゃべり場」** 今回の方針の策定に向けて、共存・協働のまちづくりについて話し合ってきました「市民ワーキング会議」の有志が企画運営の中心となって、「刈谷のまちがもっとよくなるために、みんなの想いを語り合う場をつくろう」と、2008年6月に開催した語り合いの場を示します。

「しゃべり場」では、自らの想いを自由に話す場を持つことが、いろいろな感性や考え方を認め合い、まちづくりの元気が生まれるという考えのもとに、①「他人ごと」ではなく「自分ごと」として考えよう、②「否定」や「批判」ではなく「提案」しよう、③他の人の考えから学ぼう、④特定の人がしゃべり過ぎず要領よく発言しよう、という点に留意しながら話し合います。(p. 24)
- **団塊シニア** 団塊の世代とは、第2次世界大戦後のベビーブームの時に生まれた1947年から49年(50年などの諸説あり)に生まれた世代を指し、厚生労働省の統計では約800万人にのぼります。2007年から2010年にかけてこの世代が定年退職をした後、長年培ってきた知識や技能がどう活かされるのかが社会的に注目されています。(p. 16)

- **チャリティイベント** 「チャリティ」とは、博愛・同胞愛・慈善の精神に基づいて行われる公益的な活動や組織を示します。チャリティイベントとしては、募金活動の他、コンサートやバザー・絵画展など、楽しみながら参加者が社会貢献できる形で実施されています。(p. 33)
- **ネットワーク** 価値や関心を接点として自由な立場からの参加者が網の目のように結びつくことを指します。秩序が重視される永続的な組織ではなく、情報交換や特定の内容について学習するなど、各々の自発的な要望に応じて緩やかに関係性を保つことを示します。(p. 18)
- **ポイント制度** 何らかの活動を行うことで点数が加算され、集まった点数で特典がもらえる仕組みを指します。販売促進の手法に加え、ボランティア活動などの場面でも気軽に達成感を感じながら、活動に参加しやすいように用いられています。(p. 34)
- **補完していく関係** 補完性の原理の中で用いられる関係です。補完性の原理とは、「問題がより身近なところで解決される方がよい社会である」という考え方です。具体的には、①個人でできることは個人で解決する（自助）、②個人でできないときは、まず家族がサポートする（互助）、③家族でできないときは、地域あるいはNPOがサポートする（共助）、④①～③で解決できない問題について、はじめて政府が問題解決に乗り出す、といった、個人の自立を前提とした社会の構成原理を示します。(p. 12)
- **マッチング** 「合うものを見つける、組み合わせる」という意味を持ち、個別の事情やニーズにあわせ、必要な情報・人・組織・知識などを仲介して解決をめざすことを指します。(p. 25)
- **マッチング・ギフト** 企業の従業員と彼らが勤務する企業とが共同して行われている社会貢献方法の一つで、典型的なものは、従業員が自発的に行った寄附に対して、企業も上乘せして寄附を行い（マッチング）、従業員の社会への貢献を増額支持します。1960年代後半からアメリカの企業で広まり、日本の企業でも近年取り組まれるようになってきました。(p. 34)
- **メンタリング** 人材育成方法の一つで、経験者（メンター）が、経験の少ない人（メンティ）に対して、対話による気づきや助言を通して、夢や課題を明確にしていくことを促し、自発的・自律的な発達を支援することを意味します。メンターとメンティとの間に信頼関係を築き、協働して成長することをめざします。(p. 25)
- **ユニバーサルデザイン** 文化・言語・国籍・年齢・性別などの違いや、障害・能力の状況を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）を示します。(p. 30)
- **ワークショップ** 「工房」「作業場」が本来の意味で、主体的に参加した人たちが協働を通して気づきや創造的な成果を生み出す場を意味します。さまざまな価値観を持つ個人が、知識や経験の有無に関係なく、水平な人間関係をベースに相互のコミュニケーションを大切にしながら、楽しい雰囲気の中で生産的な結果を生み出すことをめざします。最近、問題解決、社会的合意の形成、教育などの場面で用いられることが増えてきました。(p. 35)

2 基本方針策定のあゆみ

- ★…市民との共存・協働推進検討委員会
●…市民ワーキング会議

平成19年

10月	市民との共存・協働推進検討委員会 市民公募
11月	★第1回検討委員会「趣旨説明・想いの共有」
12月	★第2回検討委員会「背景とめざす姿」 市民ワーキング会議 思い編 市民公募

平成20年

1月	市民活動団体アンケート実施 ★第3回検討委員会「まちづくりの主体を確認する」 ●第1回市民ワーキング会議 思い編「最近気になるまちの問題・課題」
2月	★第4回検討委員会「それぞれの役割」 ●第2回市民ワーキング会議 思い編「もしも市役所がなかったら」 ●第3回市民ワーキング会議 思い編「わたしのやりたいまちづくり」
3月	★第5回検討委員会「求められる姿勢」 ●第4回市民ワーキング会議 思い編「市民・行政の強みと弱み」 市民ワーキング会議 エンジン編 市民公募
4月	市役所組織改編「市民活動部 市民協働課」設置 ★第6回検討委員会「まちづくりを進めるための重点課題」 ●第1回市民ワーキング会議 エンジン編「かりや市民活動マップを作る」
5月	★第7回検討委員会「地縁組織の現場の課題」 ●第2回市民ワーキング会議 エンジン編「活動の現場から発想しよう！」 ●第3回市民ワーキング会議 エンジン編「地域団体・NPO・市民活動団体との連携の可能性を探る」
6月	市民フォーラム「わがまちのしゃべり場」開催 ★第8回検討委員会「まちづくりを進めるための『人・場・情報』」 ●第4回市民ワーキング会議 エンジン編「共存・協働の場が成長するプロセス」
7月	★第9回検討委員会「重点課題を再検討」 ●第5回市民ワーキング会議 エンジン編「大事にしたい協働のココロ」
9月	★第10回検討委員会「基本方針(案)を完成させる」
10月	パブリックコメント意見募集
11月	★第11回検討委員会「基本方針(案)の最終検討」

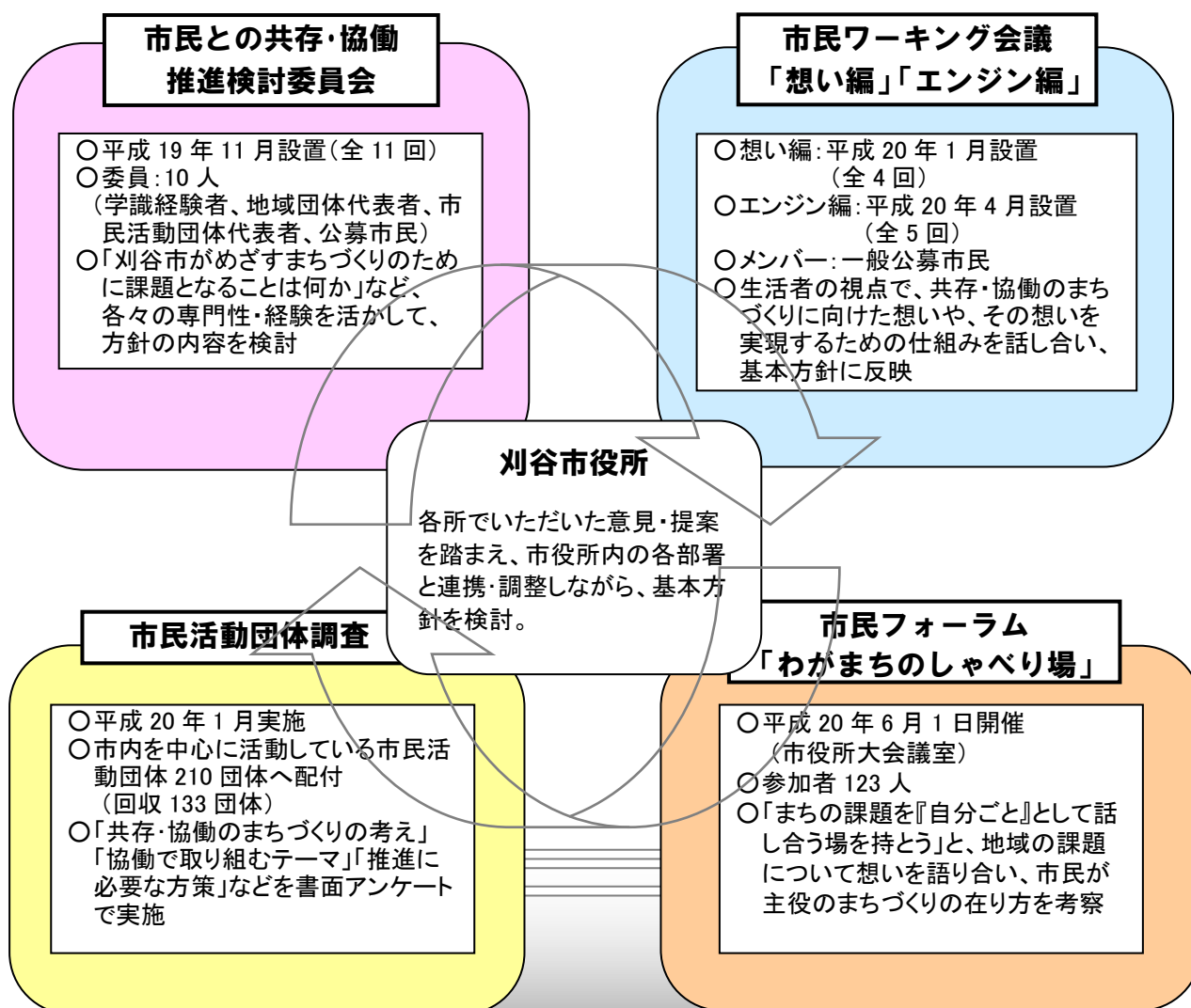
平成21年

1月	パブリックコメント意見募集結果公表
2月	基本方針公表

3 基本方針策定のしくみ

この基本方針を作成するに当たっては、刈谷のまちづくりに関わる地域団体や市民活動団体などの代表者を中心に委員を構成した「市民との共存・協働推進検討委員会」、その委員会で検討する方針の内容が市民の声を反映した内容となるよう、公募で選ばれた市民で構成した「市民ワーキング会議」という2つの組織を設置することで、行政のみが方針の内容を検討するのではなく、市民の協働に対する想いや考えが内容に活かされるよう心がけました。

また、この方針をたくさんの人たちに「自分ごと」として感じていただくため、市民活動団体へのアンケート調査や市民フォーラムを開催し、市民のみなさんの生の声が内容に反映されるよう、内容を検討してきました。



刈谷市共存・協働のまちづくり推進基本方針

4 市民との共存・協働推進検討委員会

基本方針を策定するに当たり、学識経験者、地域団体代表者、市民活動団体代表者及び一般公募市民委員の10人で構成する委員会を設置し、刈谷市に関わる人たち誰もが生き生きと暮らせるまちとなるためにはどうすればよいか、刈谷市がめざすまちづくりのために課題となることは何か、まちづくりを担う各主体には何が求められているのか、検討しました。

【開催時期】全11回 月1回ペースで原則水曜日の夜に開催

平成19年度：5回（11月7日、12月12日、1月16日、2月6日、3月12日）

平成20年度：6回（4月23日、5月20日(火)、6月25日、7月16日、9月17日、
11月21日(金)）

【開催場所】刈谷市民ボランティア活動支援センター

○9月17日のみ市民会館アイリスプラザで開催。

刈谷市市民との共存・協働推進検討委員会 委員名簿

委員長	昇 秀 樹
委員	深 津 孝
委員	佐々木 裕 彦 ※
委員	古 橋 邦 男 ※
委員	大須賀 恵 子
委員	岡 部 扶美子
委員	橋 本 鈿 子
委員	酒 井 めぐみ
委員	石 川 良 雄
委員	大 野 裕 史
委員	尾 嶋 多恵子

※ 佐々木氏は平成19年度のみ、古橋氏は平成20年度のみ参加

（検討委員会の会議録は、刈谷市ホームページに掲載してあります。）

刈谷市市民との共存・協働推進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 刈谷市の市民と行政との共存・協働によるまちづくりの推進を目指す市民との共存・協働推進基本方針について検討するため、刈谷市市民との共存・協働推進検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市民との共存・協働推進基本方針の策定について、意見を述べるものとする。

(委員)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域活動団体を代表する者
- (3) 市民ボランティア活動団体を代表する者
- (4) 市内に住所を有する者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民活動部市民協働課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

5 市民ワーキング会議

基本方針を策定するに当たり、市民との共存・協働推進検討委員会を設置するとともに、基本方針に市民の想いを反映させるために、公募に応募した市民によって生活者の視点で話し合う会議を開催しました。会議は全9回にわたり開催され、ワークショップ形式によって「地域の問題をどうすればよいか」「幸せを感じるまちとは」などの議題を、気兼ねなく楽しい雰囲気です話し合いました。

会議は「思い編」と「エンジン編」との2部構成で開催しました。

平成19年度は「思い編」として、協働の理念の明確化や基本的な考え方を整理しながら、理想のまちづくりについて話し合いました。

平成20年度は「エンジン編」として、理想のまちづくりに向け、どのような組織や制度・仕組みが必要か、現場見学などを通し、具体的に検討しました。

【応募資格】 市内在住、在勤または在学の16歳以上の人で、「刈谷のまちがもっとよくなるように、一緒に考えたい」という気持ちを持っている人を参加条件に、地域団体やNPO団体の所属の有無、ボランティア活動を経験の有無を問わず募集しました。

【開催時期】 月1回ペースで、原則土曜日の午後1時～4時に開催。

平成19年度「思い編」：4回開催 参加者数 25人

(平成20年1月19日、2月2日、2月16日、3月1日)

平成20年度「エンジン編」：5回開催 参加者数 20人

(4月12日、5月10日、5月25日(日)、6月14日、7月13日(日))

【開催場所】 刈谷市民ボランティア活動支援センター

5月10日は、NPO法人「我がまちの縁側」にて開催。

(市民ワーキング会議の会議録は、刈谷市ホームページに掲載してあります。)

6 市民フォーラム「わがまちのしゃべり場」

平成20年6月には、「市民との共存・協働のまちづくり」に向けての基本方針づくりを進めていることを市民の皆さんにお知らせすると共に、その基本となる「市民が地域の課題を“自分ごと”としてとらえて行動していく」ための第一歩として、市民のみなさんが自分の想いを自由に話し合える場を持つことで、共存・協働のまちづくりの機運を高めるために、市民フォーラムを開催しました。

フォーラムの運営は、市民ワーキング会議参加者の有志が中心となってい、刈谷のまちがもっとよくなるために、5つのテーマに対して、いろいろな感性や価値観、考え方を持つ人たちが、お互いの立場を尊重しながらみんなの想いを語り合う、いわば「井戸端会議」をめざしました。

【「しゃべり場」の進め方】

- 5つの分科会（①地域、②子育て、③環境、④福祉、⑤安心・安全）に分かれ、テーマ毎にさらに小グループに分かれて話し合いました。
- 【各テーマについて困りごと・問題・課題は何か】→【その課題について、理想の姿とはどんなものか】→【改善するために何が必要か。わたし（たち）に何ができるか】といった流れで話し合いました。
- 小グループで出た意見をポストイットに書きとめ、最後に各々どんな意見や想いが出たか、各分科会内で共有しました。
- 最後に、全体会で各分科会の意見を発表し、共通の課題や、市民で協力して取り組むべき点について、分科会リーダーなどを中心に話し合いました。

（「わがまちのしゃべり場」の当日の様子は、刈谷市ホームページに掲載してあります。）

7 パブリックコメント意見募集結果

基本方針を作成するにあたり、パブリックコメント制度によりその案を公表し、広く意見を募集した結果、市民のみなさんから5通27件の意見をいただきました。その結果を紹介します。

【意見募集期間】

平成20年10月15日(水)～11月13日(木) (30日間)

【方針案の閲覧場所】

刈谷市ホームページ、市政情報コーナー、市民協働課、各市民センター（東刈谷・富士松・小垣江・北部）、南部生涯学習センター、北部生涯学習センター、市民ボランティア活動支援センター

【意見の提出ができた人】

市内在住、在勤、または在学の人、市内に事務所または事業所を有する人、本方針に利害関係を有する人

【意見募集結果】

意見提出方法	人数・団体数（通）
直接持込	1
郵送	1
F A X	1
メール	2
合計	5

意見の要旨	件数
表題名について	1
表現方法について	11
図案について	5
具体的な施策について	3
事例紹介について	2
パブリックコメントについて	2
自身の意見の反映について	1
方針に対する感想	2
合計	27

(提出いただいた意見の詳細とそれに対する刈谷市の考え方は、刈谷市ホームページに掲載してあります。)

8 市民活動団体アンケート調査結果

基本方針を策定するにあたり、市民活動団体の関係者に「団体の課題と望ましい支援策」「共存・協働についての考え」「共存・協働のまちづくりを進める上での課題・必要な方策」について把握するため、平成20年1月現在にかりや市民ボランティア活動情報サイトへ登録していただいている210団体（行政部署を除く）を調査対象として、アンケート調査を行いました。その結果を紹介します。

■調査対象

かりや市民ボランティア活動情報サイト登録団体（うち行政部署除く）（210団体）

■回収数 133団体（回収率64%）

■調査方法 郵送による配布・回収

■調査期間 2008年1月～2月

アンケート質問内容

- 1 活動分野について
- 2 地理的な活動範囲
- 3 現在、地域に与えている効果 / 今後、充実させたい効果
- 4 活動をしていく上での課題
- 5 行政に期待したい市民活動支援策
- 6 市民活動が促進するための支援策や仕組みについて
- 7 今まで刈谷市と行ったことがある「協働」について
- 8 共存・協働のまちづくりの必要性について
- 9 なぜ「共存・協働」によるまちづくりが必要だと思うか
- 10 協働で取り組むとよいと思う地域課題やまちづくりのテーマ
- 11 「共存・協働」を進めるために、市役所・市職員に必要なこと
- 12 「共存・協働」を進めるために、NPO等市民団体に必要なこと
- 13 「共存・協働のまちづくり」が市民に広く浸透していくための取り組み
- 14 共存・協働を促進するための具体的なアイデア
- 15 刈谷市（行政）以外との交流・協働について
- 16 「市民の願い実現」「よいまちづくり」のため基本方針に取り入れたいキーワードや内容

（市民活動団体アンケートの質問と回答については、刈谷市ホームページに掲載してあります。）

「刈谷市共存・協働のまちづくり推進基本方針」

平成21年2月1日 初版発行

発行元 刈谷市役所 市民活動部 市民協働課

<TEL>0566-95-0002 <FAX>0566-27-9652

<Homepage><http://www.city.kariya.lg.jp/> <E-mail>kyodo@city.kariya.lg.jp

策定支援組織 特定非営利活動法人ボランティアネイバース

<TEL>052-979-6446 <FAX>052-979-6448 <E-mail>vns@vns.or.jp
